

平成27年度第1回たつの市地域公共交通会議次第

日 時 平成27年7月22日(水)

場 所 揖龍広域センター2階講義室

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付及び委員・事務局紹介等
- 3 協議・報告事項
 - (1) 平成26年度コミュニティバスの利用状況について(報告)
 - (2) コミュニティバス『南北連結ルート』、『光都～しんぐう総合センタールート』、のダイヤ改正について(協議)
 - (3) 高齢者・障害者への交通手段に関するアンケートについて
(ワーキンググループ会議からの報告)
 - (4) たつの市における交通の現状について(報告)
- 4 その他
 - (1) コミュニティバス利用者アンケートについて
 - (2) 次回の地域公共交通会議について
- 5 閉会

参考資料

項 目	頁 数
平成27年度たつの市地域公共交通会議委員名簿	1
たつの市地域公共交通会議設置要綱	2～4
地域公共交通会議について	5～7
たつの市地域公共交通会議の開催状況	8～9
平成26年度コミュニティバスの利用状況について	10～11
コミュニティバスのダイヤ改正について	12～13
高齢者・障害者への交通手段に関するアンケートについて	資料
たつの市の公共交通をとりまく現状について	資料

平成27年度たつの市地域公共交通会議委員名簿

No.	種 別	団 体 名 等	役 職	氏 名	備 考
1	市民団体	たつの市連合自治会	副会長	寺 田 勝	
2	市民団体	たつの市連合婦人会	副会長	山 本 健 美	
3	市民団体	たつの市老人クラブ連合会	会 長	重 本 文 夫	新規
4	市民団体	たつの市観光協会	副会長	飯 田 健 人	
5	市民団体	たつの市商工会	副会長	金 澤 信 義	
6	市民団体	たつの市PTA協議会	副会長	辻 田 英 伸	新規
7	市民代表	公募委員（龍野）	—	藤 輪 邦 男	
8	市民代表	公募委員（新宮）	—	寺 澤 利 香	
9	市民代表	公募委員（揖保川）	—	西 口 小夜子	
10	市民代表	公募委員（御津）	—	大 西 正	
11	運送事業者	神姫バス株式会社 姫路営業所	所 長	魚 谷 観	新規
12	運送事業者	株式会社ウエスト神姫	業務部長	村 上 正 弘	新規
13	運送事業者組織団体	公益社団法人 兵庫県バス協会	専務理事	中 澤 秀 明	
14	運送事業者組織団体 兼運送事業者	社団法人 兵庫県タクシー協会 (株式会社 龍野タクシー)	(代表取締役社長)	熊 淵 秀 夫	
15	運送事業者労働組合	神姫バス労働組合	執行委員	藤 元 忠	
16	地方運輸局長	国土交通省神戸運輸監理部 兵庫陸運部輸送部門	首席運輸企画専門官	清 水 俊 博	
17	道路管理関係機関	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所道路管理第二課	課 長	片 山 利 哲	新規
18	道路管理関係機関	兵庫県西播磨県民局 龍野土木事務所	所 長	樋 口 和 夫	
19	兵庫県関係行政機関	兵庫県西播磨県民局 光都土木事務所	所長補佐(企画調整担当)	田 口 司	新規
20	警察関係者	たつの警察署交通課	課 長	大 牧 雅 人	
21	たつの市議会	たつの市議会	総務文教常任委員長	名 村 嘉 洋	新規
22	たつの市	たつの市	副市長	小 西 千 之	
23	道路管理関係機関	たつの市都市建設部	部 長	石 原 和 良	
24	市関係部局	たつの市健康福祉部	部 長	井 上 伸 史	新規

(順不同)

たつの市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の実情に即した旅客輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、たつの市（以下「市」という。）における住民の生活に必要な旅客輸送の確保及び公共交通の利便の増進を図るため、たつの市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 交通会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 市における公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃等に関する事項
- (3) 市が運営する有償輸送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(構成員)

第3条 交通会議は、委員24人以内で組織する。

2 委員は、副市長及び別表に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する者とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 交通会議を招集するときは、委員に対し、日時、場所、協議事項等を通知しなければならない。

3 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

4 交通会議の議長は、会長がこれに当たる。

5 会長は、協議のため必要があると認めるときは、関係者の交通会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 交通会議の委員は、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めるものとする。

7 会長が必要と認めるときは、交通会議の招集を行わず、書面による協議に代えることができる。この場合において、会長は、決定事項を書面により速やかに委員へ報告するものとする。

(代理出席)

第7条 やむを得ない理由により、交通会議に出席できない委員は、あらかじめ委任状を提出し、又は会長の許可を得て代理人を出席させることができる。

(会議の公開)

第8条 交通会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱い等については十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第9条 交通会議の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(議決)

第10条 交通会議の議決の方法は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(協議結果の取扱い)

第11条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(ワーキンググループ)

第12条 交通会議は、協議又は調査のため必要があると認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、第3条に規定する構成員その他交通会議が必要と認めた者をワーキンググループ委員とすることができる。

3 ワーキンググループは、必要に応じて、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 ワーキンググループは、協議した事項について、交通会議へ報告するものとする。

(庶務)

第13条 交通会議の庶務は、公共交通担当課において処理する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年6月11日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる交通会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成24年1月18日から施行する。

別表（第3条関係）

委 員
市民団体又は市民の代表
一般旅客自動車運送事業者の指名する者
社団法人兵庫県バス協会の指名する者
社団法人兵庫県タクシー協会の指名する者
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の指名する者
国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部長又はその指名する者
国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長又はその指名する者
兵庫県西播磨県民局県土整備部龍野土木事務所長又はその指名する者
兵庫県たつの警察署長又はその指名する者
兵庫県の関係行政機関の職員
たつの市の関係機関の職員

地域公共交通会議について

(1) 地域公共交通会議

根拠法令	道路運送法施行規則第9条の2
目的	地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保及び公共交通の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び市町有償運送に関する協議を行う。
協議対象	バス・タクシー（乗合）、自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送）
主宰者	市町（都道府県も可）
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・市町又は県（主宰者） ・バス事業者 ・住民利用者代表 〔必要に応じて〕 ・道路管理者 ・学識経験者 など ・地方運輸局 ・バス事業者の労働組合 ・都道府県警察
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・生活交通路線の維持確保方策 ・地域の交通計画の策定 ・地域の実情に応じたバス運行
主なメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の開始、変更等に係る国の処理期間の短縮 ・路線の休廃止の国への届出期間の短縮 ・デマンドバスや市町運営有償運送等が可能

(2) 地域公共交通会議（法定協議会）

根拠法令	地域公共交通活性化・再生法第6条
目的	地域公共交通網形成計画の策定及び実施に関し必要な協議
協議対象	多様な交通モード
主宰者	市町（都道府県も可）
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・市町又は県（主宰者） ・関係する公共交通事業者等、道路管理者等、その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 ・関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・対象地域の現況 ・地域公共交通の問題点 ・地域公共交通網形成の基本的な方針、目標 ・目標達成のための事業及び実施主体の検討 ・達成状況の評価の手法 など
主なメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通事業者等に対する協議会への参加要請応諾義務 ・協議会参加者の協議結果の尊重義務 ・公共交通事業者や利用者等による多様な関係者による合意形成

(3) たつの市地域公共交通会議

設置日	平成20年6月11日
構成員	(→別紙名簿参照)
任期	任命又は委嘱の日から2年 ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市における公共交通のあり方に関する事項 (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃等に関する事項 (3) 市が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項 (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
会議	ワーキンググループの設置 (→別紙参照)

(4) ワーキンググループ

1 ワーキンググループとは

地域公共交通会議において、路線の軽微な変更、停留所の新設・移動・廃止、時刻表の変更など詳細事項まで全体会議で議論を行うことは困難であるため、地域公共交通会議の委員の中から、特に地域に密着されている市民団体や市民代表及び事業者を選出し、専門的に協議及び調査を行う会議のこと。

なお、ワーキンググループ内で協議した内容は、地域公共交通会議へ報告するものとする。

2 構成員について

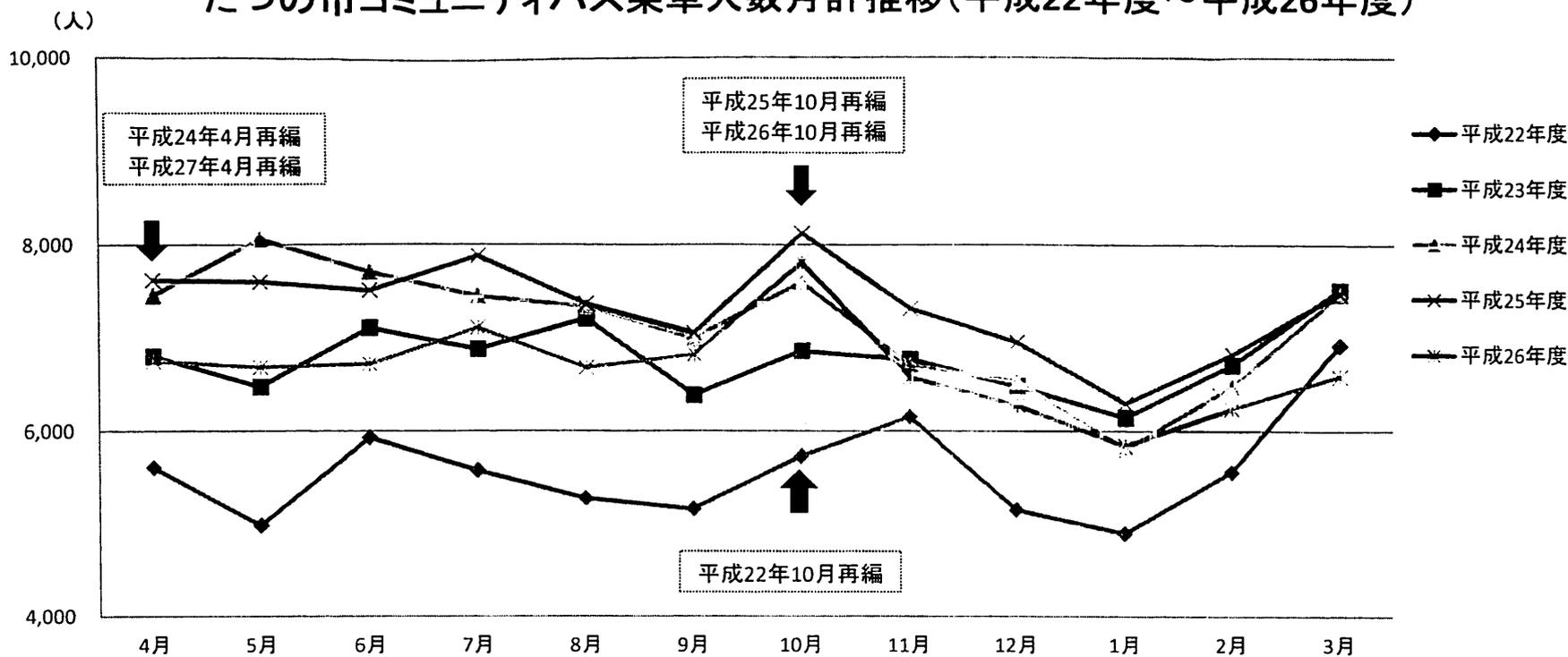
	種別	団体名等
1	市民団体	たつの市連合自治会
2		たつの市連合婦人会
3		たつの市老人クラブ連合会
4	運送事業者	株式会社ウエスト神姫
5	運送事業者組織団体 兼運送事業者	公益社団法人 兵庫県タクシー協会 (株式会社 龍野タクシー)

たつの市地域公共交通会議の開催状況

平成20年度	平成20年 7月28日	<u>〔第1回たつの市地域公共交通会議〕 【平成20年度第1回】</u> <ul style="list-style-type: none"> ・たつの市公共交通及びコミバスの現状について ・コミバスの再編について ・ワーキンググループの設置について
	平成20年 9月22日	〔第1回ワーキンググループ会議〕 <ul style="list-style-type: none"> ・龍野Bルート 調査乗車 ・会長、副会長の選任 ・コミバスの再編について（方向性の協議）
	平成20年11月20日	〔第2回ワーキンググループ会議〕 <ul style="list-style-type: none"> ・龍野掛保ルート 調査乗車 ・コミバスの再編について（各路線の利用者数、運賃）
	平成21年 2月 3日	〔第3回ワーキンググループ会議〕 <ul style="list-style-type: none"> ・掛保川Bルート 調査乗車 ・コミバスの再編について（ルート統合案、代替手段、新規バス停設置、アンケート）
平成21年度	平成21年5月～6月	市において、利用状況アンケート調査を実施
	平成21年 7月30日	〔第4回ワーキンググループ会議〕（平成21年度第1回） <ul style="list-style-type: none"> ・委員の交代について ・利用状況アンケートの集計結果について ・コミバスの再編について（方向性）
	平成21年 8月12日	〔第5回ワーキンググループ会議〕（平成21年度第2回） <ul style="list-style-type: none"> ・コミバスの再編について（再編案、代替手段）
	平成21年10月28日	〔第6回ワーキンググループ会議〕（平成21年度第3回） <ul style="list-style-type: none"> ・たつの市内運行路線バスの現状について ・コミバスの再編について（再編の方向性のまとめ）
	平成21年11月25日	〔第7回ワーキンググループ会議〕（平成21年度第4回） <ul style="list-style-type: none"> ・コミバス再編答申について（ワーキンググループのまとめ）
	平成22年 2月 4日	<u>〔第2回たつの市地域公共交通会議〕 【平成21年度第1回】</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ワーキンググループからの答申報告 ・コミバス事業の再編について（方針・基準・日程決定）
平成22年度	平成22年 6月10日	〔第8回ワーキンググループ会議〕（平成22年度第1回） <ul style="list-style-type: none"> ・コミバス利用状況調査の中間報告 ・委員の任期満了について
	平成22年 7月23日	〔第9回ワーキンググループ会議〕（平成22年度第2回） <ul style="list-style-type: none"> ・コミバス利用状況調査の結果報告 ・コミバスの再編について
	平成22年 8月17日	<u>〔第3回たつの市地域公共交通会議〕 【平成22年度第1回】</u> <ul style="list-style-type: none"> ・コミバス利用状況調査の結果報告 ・コミバス事業の再編について（再編ルート決定）
	平成22年10月 1日	運行事業者 神姫バス(株) ⇒ (株)ウエスト神姫 に変更
	平成22年10月12日	再編実施（7路線廃止／2路線新設⇒14路線で運行）
	平成23年 2月14日	〔第10回ワーキンググループ会議〕（平成22年度第3回） <ul style="list-style-type: none"> ・コミバス再編後の利用状況について ・今後の課題について

平成23年度	平成23年 9月20日	〔第11回ワーキンググループ会議〕（平成23年度第1回） ・路線バス（退出申出・事業者変更）について ・コミバス再編後の利用状況について
	平成23年 9月26日	〔第4回たつの市地域公共交通会議〕【平成23年度第1回】 ・副会長の選任 ・路線バス（退出申出・事業者変更）について ・コミバス再編後の利用状況について
	平成24年 1月18日	〔第5回たつの市地域公共交通会議〕【平成23年度第2回】 ・コミバスの再編について ・佐用町運営有償運送の実施について ・たつの市地域公共交通会議設置要綱の改正について
平成24年度	平成24年 4月 1日	コミバス見直し実施 （掛西ルート路線見直し／光都～西栗栖駅線廃止）
	平成25年 2月28日	〔第6回たつの市地域公共交通会議〕【平成24年度第1回】 ・会長、副会長の選任 ・コミバスの利用状況について ・コミバスの見直し基準の設定について
平成25年度	平成25年 7月8日	〔第7回たつの市地域公共交通会議〕【平成25年度第1回】 ・コミバスの利用状況について ・コミバスの再編について（ルート統合案、新規バス停設置） ・南北連結時刻表の見直しについて ・コミバス見直し候補路線について
平成26年度	平成26年 8月22日	〔第8回たつの市地域公共交通会議〕【平成26年度第1回】 ・会長、副会長の選任 ・コミバスの利用状況について ・コミバスの再編について（ルート変更案） ・佐用町運営有償運送にかかる協議について ・コミバス見直し候補路線について
	平成27年 2月17日	〔第9回たつの市地域公共交通会議〕【平成26年度第2回】 ・コミバスの再編について（ルート変更案、バス停設置・改廃） ・地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会について ・地域公共交通網形成計画にかかるアンケート調査について ・ワーキンググループ会議について ・佐用町運営有償運送にかかる通学定期制度導入協議について ・コミバスの利用状況について

たつの市コミュニティバス乗車人数月計推移(平成22年度～平成26年度)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成22年度	5,610	4,986	5,932	5,580	5,281	5,167	5,732	6,154	5,154	4,903	5,562	6,916	66,977
平成23年度	6,798	6,469	7,103	6,873	7,202	6,380	6,859	6,767	6,481	6,144	6,704	7,511	81,291
平成24年度	7,450	8,061	7,703	7,442	7,332	6,990	7,595	6,711	6,534	5,806	6,473	7,462	85,559
平成25年度	7,616	7,601	7,502	7,876	7,362	7,049	8,123	7,313	6,950	6,296	6,817	7,473	87,978
平成26年度	6,747	6,678	6,712	7,102	6,675	6,815	7,808	6,578	6,274	5,840	6,237	6,588	80,054

【再編状況】

平成22年10月12日	14路線	(19路線中 7路線廃止 2路線新設)
平成24年 4月 1日	13路線	(14路線中 1路線廃止)
平成25年10月 1日	12路線	(13路線中 1路線廃止)
平成26年10月 1日	12路線	(12路線中 2路線延伸)
平成27年 4月 1日	12路線	(12路線中 1路線増便)

【再編基準】

利用者数10人/日

南北連結ルート (竜野駅～本竜野駅)

平成26年度コミュニティバスの利用状況【平成26年4月～平成27年3月】

車 両	No.	運行系統名	運行日	起 点	主な経由地	終 点	平成26年度		(参考) 平成25年度	
							利用者数 (人)	利用者数 /運行日 (人)	利用者数 (人)	利用者数 /運行日 (人)
さくら	1-1	南北連結	月～土	しんぐう総合センター	播磨新宮駅・本竜野駅・竜野駅・市民病院	新舞子荘	41,036	140.1	47,667	162.1
あいあい	1-2	南北連結	月～土	新舞子荘(黒崎)	市民病院・竜野駅・本竜野駅・播磨新宮駅	しんぐう総合センター				
赤とんぼ (2台)	2	龍野循環	月～土	本竜野駅	龍野公園前	本竜野駅	7,103	24.2	6,401	21.8
	3	龍野・神岡	月～土	本竜野駅	奥村・東薺崎駅	本竜野駅	7,941	27.1	8,727	29.7
	4-1	揖西(朝夕)	月～土	土師南	景雲寺	本竜野駅	1,395	4.8	1,516	5.2
	4-2	揖西	月・水・金	本竜野駅	土師南・景雲寺	本竜野駅	3,747	25.8	4,019	28.1
	5	揖保	火・木・土	本竜野駅	揖保中・真砂口	本竜野駅	2,271	15.3	2,283	15.1
わかあゆ (2台)	6	光都～しんぐう総合センター	月・水・金	播磨高原東中学校前	千本駅前	しんぐう総合センター	3,059	21.1	3,058	21.4
	7	上笹・下笹	月・水・金	上笹1区自治会館	八重垣病院	播磨新宮駅	979	6.8	1,020	7.1
	8	※大屋・善定	月・水・金	善定西向寺	大屋年宗橋	播磨新宮駅			71	1.0
	9	西栗栖～しんぐう総合センター	火・木・土	奥小屋	千本駅前	しんぐう総合センター	3,530	23.9	3,583	23.7
	10	香山・篠首	火・木・土	大谷	香島コミセン・八重垣病院	播磨新宮駅	1,659	11.2	1,800	11.9
るーぷらいん丸	11	室津・市民病院・碓岩	月～土	大浦公園	道の駅みつ・碓岩公民館	市民病院	4,149	14.2	4,334	14.7
	12	竜野駅～市民病院	月～土	アクアホール前	竜野駅・河内中央	市民病院	1,525	5.3	1,880	6.4
	13-1	揖西～竜野駅(朝夕)	月～土	小犬丸西	土師南・竜野駅	アクアホール前	1,021	3.5	979	3.3
	13-2	揖西～竜野駅	火・木・土	土師南	土師南・竜野駅	アクアホール前	639	4.3	640	4.2
合 計							80,054	273.9	87,978	299.2

※『大屋・善定ルート』については、平成25年10月1日から『光都～播磨新宮駅ルート』に統合

平成26年10月1日から、播磨新宮駅を終点とする2ルート(N○6、N○9)は、しんぐう総合センターまで延伸

南北連結ルートのダイヤ改正について（案）

南北連結ルートは、たつの市コミュニティバス全ルート中、最も乗客数が多いルートであり、高齢者から学生まで幅広い層の方に利用していただいている。

平成27年4月1日の再編にて、竜野駅からの朝の通勤通学時間帯の新宮方面行きを、高等学校の学区再編に応じ、本竜野駅までの間「1本」増便した。

増便後に聞き取り調査を行った結果、利用時間帯を見直すよう要望があり、実情に即した同時刻に合わせてダイヤ改正する。

南北連結（新宮方面）

	バス停名	運行日：月～土
		赤とんぼ
変更前	竜野駅	7:51
	ひばりヶ丘	7:53
	神戸北山	7:53
	揖保川公民館北	7:54
	揖保川総合支所	7:55
	アクアホール前	7:56
	新在家南	7:57
	新在家	7:58
	野田橋	7:59
	町屋	8:00
	町屋北口	8:01
	半田	8:02
	日山（新大橋西詰北）	8:03
	川原町	8:04
	龍野橋東詰	8:05
	本竜野駅	8:06

	バス停名	運行日：月～土
		赤とんぼ
変更後	竜野駅	7:40
	ひばりヶ丘	7:42
	神戸北山	7:42
	揖保川公民館北	7:43
	揖保川総合支所	7:44
	アクアホール前	7:45
	新在家南	7:46
	新在家	7:47
	野田橋	7:48
	町屋	7:49
	町屋北口	7:50
	半田	7:51
	日山（新大橋西詰北）	7:52
	川原町	7:53
	龍野橋東詰	7:54
	本竜野駅	7:55

今後の南北連結ルートの運行計画としては、運行数の増、運行ルート及び他のルートとの連結・統合も含め検討していく。

【参考】JR山陽本線竜野駅時刻表（平日）

姫路方面	上り	6:50	7:00	7:17	7:27	7:30	7:45	～
岡山方面	下り	6:49	7:20	7:32	7:48	8:06	～	～

※7:40発本竜野駅行きにより、竜野駅着の上記太枠4便の乗継が可能

光都～しんぐう総合センタールートの変更について（案）

平成27年4月に改正したダイヤについて、播磨新宮駅での乗り継ぎに支障が生じているため、光都～しんぐう総合センター行きの10：05発を5分繰り上げ、10：00発とし、播磨新宮駅着を10：58とすることで、姫新線・南北連結ルート及び上笹・下笹ルートへの乗り継ぎが可能となり、利便性が向上し、乗客数が増加すると見込まれる。

【光都～しんぐう総合センタールート】

	バス停名	運行日：月水金
		わかあゆ
変更前	播磨高原東中学校前	10:05
	光都21集会所	10:05
	～	～
	上苅原集落センター	10:14
	～	～
	千本	10:31
	千本駅前（堀田医院）	10:33
	～	～
	大屋年宗橋	10:44
	大屋辻川橋	10:45
	善定公民館	10:47
	善定西向寺	10:50
	～	～
	ふれあい福祉会館	10:59
	播磨新宮駅	11:03
	～	～
しんぐう総合センター	11:08	

	バス停名	運行日：月水金
		わかあゆ
変更後	播磨高原東中学校前	10:00
	光都21集会所	10:00
	～	～
	上苅原集落センター	10:09
	～	～
	千本	10:26
	千本駅前（堀田医院）	10:28
	～	～
	大屋年宗橋	10:39
	大屋辻川橋	10:40
	善定公民館	10:42
	善定西向寺	10:45
	～	～
	ふれあい福祉会館	10:54
	播磨新宮駅	10:58
	～	～
しんぐう総合センター	11:03	

姫新線：姫路行き播磨新宮発11：03へ接続が可能

南北連結：播磨新宮発11：05発に乗車が可能

上笹～下笹ルート：播磨新宮発11:01発に乗車が可能